

「一般社団法人 日本林業技士会」の概要

当会は、去る昭和 56 年 9 月 17 日の設立総会において、正会員数 876 名をもって創設され、今日、正会員数も約 3,500 名、賛助会員数約 40 団体と着実に増加の一途を辿っています。

当会は、「林業技士」の有資格者のうち、本会に入会の申し込みを行った者〔正会員〕及び本会の趣旨に賛同した個人又は法人〔賛助会員〕により構成されています。令和 5 年臨時総会の決議を経て、令和 6 年 4 月 1 日付けで「一般社団法人 日本林業技士会」として登記されました。

「林業技士」の制度は、国内の専門的林業技術者を養成・認定するため、日本林業技士会の創設 3 年前の昭和 53 年 10 月 6 日に、林野庁における「林業技士養成事業実施要領」（53 林野第 253 号・農林水産事務次官依命通達）により発足したものであって、以降基本通達には幾多の変遷があったが、平成 13 年 4 月 1 日からは（一社）日本森林技術協会が名実ともに養成・認定の実施主体となって、今日に至っています。

※「林業技士」の制度内容及び受講のためのご案内については、（社）日本森林技術協会のホームページ〔<http://www.jafta.or.jp>〕を参照してください。